|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 承認 | | |
| 事務部長 | 人事課長 | 所属長 |
|  |  |  |

住宅手当支給申請書

年 月 日

佐野厚生農業協同組合連合会

代表理事会長 殿

職員番号

所　属

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

□同居者状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 年齢 | 続柄 | 職業 | 勤務先・学校名等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

□契約内容

家　賃　：　 　　 円／月（共益費・駐車場料金等は除く）

契約期間　：　　　 　 年 　 月 　 日　　　～　　　　　年　　　月　　　日

□添付書類

①賃貸契約書写

②住民票（世帯主が証明されているもの、医師は不要）

提出先：人事課

――――――――――――――――以下人事課記入――――――――――――――

|  |
| --- |
| 人事課用　書類番号：　　　人事届 　 　 号　( 年 ＋ 通し番号 ) |
| システム登録者印　人事：　　　　　登録日　　/ |

登録内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 支給開始年月 | 住居区分 | 契約家賃額 | 住宅手当支給額 | 通勤手当変更 |
| 年 月 | 借家 |  |  | 有 ・ 無 |

住宅手当内規

平成28年6月制定

1. 支給対象者
   1. 借り受けた住宅に居住している者
      1. 本会職員（嘱託・パートを除く）の世帯主（医師・歯科医師については大学医局人事等による転勤がある為この限りではない）であり、自ら居住する住宅を借受けている者で、月額１６，０００円以上を超える家賃を支払っている者。
      2. 上記職員のうち、次に掲げる者には住宅手当を支給しない。
         1. 会の公舎に入居している者
         2. 配偶者、父母若しくは配偶者の父母が居住している住宅の一部を借受けて、これに居住している者
      3. 住宅は、職員の生活の本拠となっている者に限るものとする。
      4. 次に掲げるものは家賃には含まれない。
         1. 権利金・敷金・礼金・保証金・その他にこれに類するもの
         2. 電気・ガス・水道等の料金
         3. 児童遊園・外灯・その他の共同利用施設に係る負担金。
      5. 支給対象者は、申告の際申請書に契約書写しを添付し承認を受ける。
      6. 新たに住宅手当に具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情をすみやかに連合会へ届ける。居住する住宅、家賃の額等に変更あった場合についても同様とする。
      7. 住宅手当の支給は要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に内規する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日に属する月の前月）をもって終わる。ただし、住宅手当の支給開始については、届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
      8. 職員は、世帯主でなくなった場合は遅滞なく会に届け出なければならない。
      9. 前項の届出が遅れた場合、虚偽の申告をした場合は、支給事由に該当しなかった月に関して、過去に遡って返還を命じる。
2. 支給額

医師、歯科医師については月額４０，０００円、その他の職員については月額１６，０００円を支給する。

なお、通勤旅費については住宅手当との兼ね合いで給与規程別表第6により支給する。

1. 支給日

平成28年6月より。

該当者に対する支給は、事実発生のあった日の属する翌月から支給又は改訂する。